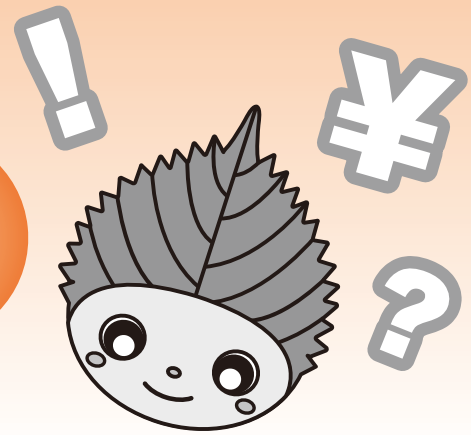


分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!

税のたより



軽自動車の廃車・譲渡などの手続きを

お忘れなく

軽自動車(原付、自動二輪、軽二輪、軽四輪、小型特殊)税は、毎年4月1日現在の所有者にかかります。お持ちの軽自動車を売却・廃車したとき、または住所等の変更があったときは、必ず以下の届出場所が必要な手続きを行ってください。手続きを行わないと軽自動車税が課税されたり、お手元に納税通知書等が届かないなどトラブルの原因となります。なお、これらの手続きを業者など他の人に依頼された方は、確実になされているかどうかを確認してください。

注意 売却・譲渡・盗難等で、現在所有していても、手続きをしないと登録された状態のままとなり、課税の対象となります。

問合せ先 役場 税務課
内線176

軽自動車税に係る住所変更等の届出先

車種	届出場所	持ち物
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊	役場 税務課	印鑑および 標識
軽四輪	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 昭和区八事富士見1603番地 ☎(833) 3551 HP http://www.keikenkyo.or.jp/	お問合せ ください。
軽二輪 自動二輪 (125cc超)	中部運輸局 愛知運輸支局 中川区北江町1丁目1番地の2 ☎050(5540)2046 HP http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/aichi/	

軽自動車検査協会からのお願い

軽自動車の名義変更・廃車等の届け出はお早めに

毎年3月は軽自動車税の申告等の関係から、軽自動車の名義変更・廃車等の届け出が集中し、窓口が大変混雑する状況となります。このため、名義変更・廃車等の届け出はできる限り3月中旬

までに済ませていただくようお願いいたします。

無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による無料税務相談会を次の日程で行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、個人事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 4月10日 6月12日
8月14日 10月9日 12月11日(全火曜日)

ところ 午後2時～4時(二人30分以内)
役場 2階第2会議室

注意

・事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

・申告書の作成に関する相談会です。税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。

・申告書等の税務書類の作成は行いません。

・プライバシーは守られます。

問合せ先 役場 税務課

内線175・176

東日本大震災により

被害を受けられた方へ

●税務署からのお知らせ

平成23年12月に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」などが施行され、所得税などの国税に関して、東日本大震災により被害を受けられた方や復興推進に向けた取り組みを対象として、新たな税制上の措置が追加されています。

平成23年4月に施行された「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」で創設された税制上の措置と合わせて、東日本大震災により被害を受けられた方等は所得税などの軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことにより税金の還付を受けることができます。

詳しくは、津島税務署にお問合せいただくか、これらの措置についてのパンフレット等が国税庁ホームページに掲載されていますのでご覧ください。

国税庁 <http://www.nta.go.jp>

問合せ先 津島税務署

☎0567(26)2161

●愛知県・大治町からのお知らせ

大震災により被害を受けられた方は、地方税の軽減措置等を受けられます。軽減措置等を受けるためには手続きが必要となる場合もありますので、詳しくは西尾張県税事務所または役場税務課にお問合せください。

なお、津波被災区域や原子力災害避難区域については、次のような軽減措置があります。(特段

税制上の軽減措置		概要
県税	不動産取得税	- 耕作等が困難となった農用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。 - 警戒区域内にあった農用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。
町税	個人住民税	住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、雑損控除の適用を受けることにより個人住民税の軽減を受けることができます。

の手続きは不要です)

①津波により甚大な被害を受けた区域で、平成23年度課税免除区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋には、原則として平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。ただし、市町村長がその使用状況などを勘案して課税することが適当として指定した土地・家屋については、2分の1減額課税または課税となります。

②警戒区域・計画的避難区域等のうち市町村長が指定した区域内の土地・家屋には、平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。平成24年1月1日以前に避難区域等が解除された区域内の土地・家屋は、2分の1減額課税または課税となります。

問合せ先 西尾張県税事務所

☎0586(45)3166

役場 税務課 内線175・17

6・178・179

町指定文化財が

新たに1件

加わりました

明眼院所蔵の木造大日如来坐像が、大治町文化財保護条例に基づく町指定文化財として2月7日(火)に指定されました。

全体的に穏やかで、平安仏のような落ち着きが感じられる像ですが、顔や体はやや角張っており、平安仏独特の優美さはありません。一方、両耳の形は実的確で、平安から鎌倉時代の特徴が見られます。これらのことから、本像は鎌倉時代に前代の仏像を意識して造られたと推測されます。

今回、後世に伝えるべき重要な古作として、町指定文化財に指定しました。これを受け、町指定文化財は、計10件になりました。

問合せ先 公民館内 社会教育課 ☎(443)2671